

学生氏名規程

(目的)

第1条 この規程は、本学における学生の氏名表記、氏名変更及び通称名の使用に関する必要な事項を定めることにより、効率的な事務運用及び多様な背景を持つ学生が安心して学べる環境の実現に寄与することを目的とする。

(学生の氏名表記の原則)

第2条 本学における学生の氏名表記は、原則として戸籍に記載された氏名又はそれに準ずる公的書類に記載された氏名とし、漢字、ひらがな、又はカタカナで表記する。使用できる漢字は、JIS漢字コードの第1水準及び第2水準の文字とし、該当する漢字が存在しない場合は、本条第7項に定める代替文字を使用するものとする。ただし、外国籍学生で本人の希望がある場合は、次項又は第3項に定める表記とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、「外国人留学生の取り扱いに関する規程」で定める外国籍の留学生については、パスポートに記載された氏名と同一の半角大文字ローマ字で表記する。ただし、カンマ等の記号は使用できず、ハイフンは半角スペースで代替するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、外国籍の学生は、本人の希望により、戸籍に記載された氏名又はそれに準ずる公的書類に記載された氏名と同一の漢字、ひらがな、又はカタカナで表記することができる。但し、JIS漢字コードの第1水準及び第2水準に該当しない漢字については、本条第7項に定める代替文字を使用するものとする。

4 本学が使用するシステムの制約により、氏名表記の文字数等に制限がある場合は、学生と協議のうえ、本条第7項に定める代替文字又は本条第8項に定める短縮表記を使用することができる。この場合、証明書等への記載についても、代替文字又は短縮表記が適用される場合があることを事前に学生に説明する。

5 資格取得、奨学金申請等、法令又は当該制度の定めにより、戸籍に記載された氏名又はそれに準ずる公的書類に記載された氏名が必要となる場合は、当該氏名を使用するものとする。

6 学位記の氏名表記は、本学が定める所定の手続きにより、戸籍に記載された氏名又はそれに準ずる公的書類に記載された氏名と同一の文字表記とすることができる。

7 本規程において、代替文字とは、JIS漢字コードの第1水準及び第2水準に該当しない漢字について、当該漢字の意図する文字情報が最も近似する範囲内で、JIS漢字コードの第1水準及び第2水準の文字に置き換えたものをいう。代替文字の具体的な例は次のとお

りとする。

(例：高→高、崎→崎、徳→徳、柳→柳、瀬→瀬、濱→濱、吉→吉)

- 8 本規程において、短縮表記とは、学内システム等の制約により氏名（ミドルネームを含む。）の全部を表記することが困難な場合に、学生と協議のうえ、氏名の一部を省略又は短縮して表記したものをいう。

(氏名変更)

第3条 学生が氏名を変更した場合は、指定書式の氏名変更届により、速やかに本学に届け出るものとする。この届出には、戸籍抄本、住民票の写し等の氏名変更の事実を証明する書類を添付するものとする。

- 2 前項の氏名変更が受理された場合、当該学生の学籍が変更され、学内システム、各種証明書、及び学位記の氏名表記も変更されるものとする。

(通称名の使用)

第4条 第2条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する学生は、本学が定める指定書式による手続きを行うことにより、学内において通称名（戸籍に記載された氏名又はそれに準ずる公的書類に記載された氏名と異なる氏名をいう。以下、同じ。）を使用することができる。通称名の使用を希望する者は、事前に学生支援課で指定書式の手続きについて確認する。

(1) 婚姻等により氏名を変更した学生が、旧姓を使用する場合。

(2) 外国籍の学生が、住民票に記載された通称名を使用する場合。

(3) 前各号に掲げるもののほか、戸籍に記載された氏名又はそれに準ずる公的書類に記載された氏名を使用することにより本人に重大な不利益が生ずる明確な理由があると学長から権限の委任を受けた学生部長が認める場合。

- 2 通称名を使用している場合であっても、資格取得、奨学金申請等、法令又は当該制度の定めにより、戸籍に記載された氏名又はそれに準ずる公的書類に記載された氏名が必要となる場合がある。この場合、学生は当該氏名を使用するものとする。

- 3 本学は、事前に学生が通称名を使用する上での不利益を軽減するため、できる限りの支援を行うよう努めるものとするが、学生は、通称名を使用することにより生じるいかなる不利益（就職、進学等における支障を含むがこれに限らない。）について、自らの責任において対処するものとし、本学は一切の責任を負わない。

- 4 学生は、通称名の使用を中止する場合、第3条に定める氏名変更の手続きにより、速やかに本学に届け出るものとする。

5 修了、卒業、退学又は除籍後に、本規程に基づく証明書や学位記の氏名を変更することはできない。

(庶務)

第5条 この規程に関する庶務は、学生支援課において処理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。